

「公文書の管理に関する条例（中間案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）

の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和7年5月14日

宮城県では、「公文書の管理に関する条例（中間案）」について、令和7年3月19日から令和7年4月18日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、次の貴重な御意見を頂きました。

頂きました御意見につきましては、この条例制定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

箇所	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
第2章 行政文書の管理 （第9条）	公文書管理委員会の意見が、移管や廃棄の最終決定にどの程度影響を及ぼすのか、廃棄を最終的に決断できる主体が誰なのか明記されていない。	当該ファイル等の措置を決めるのは、実施機関ですが、当該措置に対する公文書管理委員会の意見を勘案し、知事から廃棄しないことを求められた実施機関は、それに従い、廃棄の措置を変更し当該ファイル等を公文書館へ移管しなければなりません。
第3章 特定歴史行政文書等の保存、利用等 （第27条）	「歴史資料として重要でなくなった」との記載に関し、何を基準に「重要でない」と判断されるのか不明である。	①その劣化が激しく、特定歴史行政文書等として利用させることが困難なもの、②内容の点において、歴史資料としての価値に疑問があるものについて、公文書管理委員会に諮問し、同意を得た上で廃棄することを想定しています。